

令和 8 年度

第 1 回 東山地域学校運営支援協議会

令和 8 年 4 月 2 8 日 (火)

東山中学校 大会議室

<日 程>

1 3 : 4 0 ~ 1 3 : 5 0 挨拶・委員の委嘱・役員選任

1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 2 0 授業参観(5校時)

1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 学校運営支援協議会 協議

※傍聴者には協議から公開

<次 第>

1 開会

2 校長挨拶 (東山中学校 校長)

3 東山地域学校運営支援協議会について

- ・学校運営支援協議会委員の委嘱
- ・委員長 1 名、副委員長 2 名の選任

4 協議

- (1) 令和 8 年度東山小学校学校運営について
- (2) 令和 8 年度東山中学校学校運営について
- (3) 令和 8 年度東山小中学校支援活動について
- (4) その他

5 その他

6 閉会

第 2 回 1 0 月 2 9 日(木) 予定 1 0 時~1 2 時 東山小学校

第 3 回 2 月 1 7 日(水) 予定 1 0 時~1 2 時 東山中学校

令和8年度 東山地域学校運営支援協議会委員

	氏 名	備 考
1	高 橋 勝 男	田河津地区代表
2	小野寺 二 男	長坂地区代表
3	伊 藤 悟	松川地区代表
4	佐 藤 美 枝	民生児童委員
5	佐 藤 賢 治	田河津市民センター長
6	鈴 木 欽 勝	一関市消防団東山地域本部長
7	畠 山 信 禎	東山地域学校協働本部地域コーディネーター
8	細 川 明 美	東山こども園長
9	堀 込 真	東山小学校 PTA 会長
10	三 浦 文 人	東山中中学校校長 PTA 会長
11	岩 越 裕 史	東山小学校長
12	菅 野 太 郎	東山中中学校長
13	奥 山 由 香	東山小学校副校長（事務局）
14	岩 渕 尚 仁	東山中中学校副校長（事務局）

（敬称略 順不同）

令和8年度 東山小中学校支援活動について

- 1 学校行事等の公開
 - (1) 入学式・卒業式の案内
 - (2) 運動会・学習発表会・文化祭等の案内
- 2 小学校報「やまゆり」、中学校報「東山中」配布
- 3 地域ボランティア等の協力（学校支援地域本部事業）等
 - (1) 小学校登校の見守り活動・挨拶運動
 - ・防犯協会長坂分会
 - ・交通安全協会長坂分会
 - ・長坂交通安全母の会
 - (2) 小中学校ミシンボランティア
 - (3) 小学校読み聞かせボランティア・・・お話玉手箱様
 - (4) 中学校プール見守りボランティア
 - (5) 中学校体育館見守りボランティア
 - (6) 中学校生徒会ガードレール清掃サポート
 - (7) 中学校中庭の庭木選定ボランティア
 - (8) 小中学校環境整備作業ボランティア
- 4 地域素材・地域人材を活用した学習活動・交流活動
 - (1) 小学校体験活動・・・JA 岩手平泉 体験田圃場主
グスコープドリ学園
 - (2) 小学校施設見学・・・石と賢治のミュージアム・東山図書館
 - (3) 中学校職場体験・・・町内各施設・企業

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成及び健康確保措置その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月21日教委規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項

1 会名

第2条で規定している「学校運営支援協議会」は、校長の権限と責任の下に学校及び地域住民、保護者等が学校を支援する協議会であることを強調するためにあえて「支援」と入れている。

なお、呼称は「支援協議会」とする。

2 協議会委員

- (1) 第5条の協議会委員15人には「次に掲げる者のうち」の7項目からすべて選ぶ必要はない。
- (2) 校長からの推薦書(様式第5号)は、担当指導主事宛てに校務ネットワークメッセージにて提出する。備考欄に、報酬の有無を確認するため、学校職員(校長、副校長、教職員)及び市職員を明記する。委員候補が確定後速やかに提出すること。

3 委嘱と任命

第5条の「委嘱」と「任命」は、委員を一定期間、他の人に任せる場合に、一般の方には「委嘱」を用いて、学校職員には「任命」を用いて使い分ける。

4 基本的な方針

第12条第2項の教育委員会に提出する「基本的な方針」は、学校運営協議会で協議され承認された資料でよい。

5 人事に関する意見

第13条第2項の学校の職員の人事に関する意見については、「人事に関する意見具申書」に記載し提出すること。文末に(学校運営支援協議会の意見)と記載すること。

6 協議会の運営状況

第14条の毎年1回提出する「協議会の運営状況」については、次の2点を留意すること。

- (1) 年度の活動の様子が一目でわかる様式第4号にて提出すること。
- (2) 様式第4号を基に適宜修正し、地域に学校運営支援協議会の活動の様子を紹介すること。
- (3) 提出時期は、次年度の4月末を目途とすること。

7 会議の公開

会議は、原則として公開とする。「一関市審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めるとおりとする。

傍聴人には、マスコミ関係者、議員、地域の関心のある方、保護者などが考えられる。会議において公開が普通の状態となるようにしていく必要がある。

会議の開催日時等と会議録・会議資料は、市の総務課を通じて市のホームページに掲載する。(様式2号の1～3、様式第3号)

(1) 傍聴者による会議中の発言は認めない、発言の機会も与えない、ことが傍聴の一般的な形である。

(2) どうしても発言したい場合には、会議後別室等で聞き取るなどの対応をすることも一つの方法である。

(3) 公開しない議題の例

- ・個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。

- ・開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

- ・不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

- ・その他、開示することにより、市の利益に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

(4) 会議の工夫

- ・学校の説明については、可能な限り公開にする。

- ※ 説明は公開し、その後の議論は非公開にするなど工夫すると良い。

- ・非公開にする議題は、会議後半に掲載するなど次第も工夫すると良い。

- ※ 傍聴者が、出たり入ったりしないように配慮するため、会議の中盤に非公開の議事を計画しないようにするとよい。

8 会議の開催

会議の開催2週間前までに以下の内容を報告する。

提出書類は「市教委担当指導主事」宛てに以下のデータを報告する。

(1) 様式第2号の1 公開の場合

(2) 様式第2号の2 非公開の場合

(3) 様式第2号の3 部分公開の場合

9 会議録の報告

会議終了後2週間以内に会議録(様式第3号)と会議資料によって報告する。

提出書類は「市教委担当指導主事」に以下のデータを報告する。

会議資料については、次第と主たる資料のみとし、必要に応じて非開示部分を黒塗りで

対応する。(黒塗りにしなければならないような内容は、別添資料に掲載することをお勧めします。)

※ 会議資料の中で、個人情報等が含まれるものについては、別添資料等にするなど工夫すると良い。別添資料は報告しなくてよい。

10. 会長及び副会長

副会長は、2名以上おくことが望ましい。

会長に事故等がある場合は、副会長のうち、校長以外の者が職務を代理する。

11 委員への報酬

委員への報酬は、年額5,000円とする。

支払い対象者は、教職員及び市役所職員の身分のままで、職務として委員に任命されたもの以外とする。

指定管理団体となっている市民センター長やまちづくり協議会等の職員へは、報酬を支払ってよい。

12 様式

学校運営支援協議会に係る各種様式は、校務ネットワークに保存してある。

保存先：共有＞教育委員会＞130_【学校運営支援協議会】

令和8年度 東山小中学校支援活動について

1 学校行事等の公開

- (1) 入学式・卒業式の案内
- (2) 運動会・体育祭・学習発表会・文化祭等の案内

2 小学校報「やまゆり」、中学校報「東山中」配布

3 地域ボランティア等の協力（学校支援地域本部事業）等

- (1) 小中学校登校の見守り活動・挨拶運動
 - ・防犯協会長坂分会
 - ・交通安全協会長坂分会
 - ・長坂交通安全母の会
- (2) 小中学校ミシンボランティア
- (3) 小学校読み聞かせボランティア・・・お話玉手箱様
- (4) 中学校プール見守りボランティア
- (5) 中学校家庭科調理実習サポート
- (6) 中学校生徒会ガードレール清掃サポート
- (7) 中学校中庭の庭木選定ボランティア

4 地域素材・地域人材を活用した学習活動・交流活動

- (1) 小学校体験活動・・・JA 岩手平泉 体験田圃場主
グスコブドリ学園（一関地域おこし事業）
- (2) 小学校施設見学・・・石と賢治のミュージアム・東山図書館
- (3) 中学校職場体験・・・町内各施設・企業
- (4) 中学校講演会・・・グスコブドリ学園（一関地域おこし事業）

令和7年度東山地域学校運営支援協議会 開催記録

様式第4号

東山地域学校運営支援協議会

令和6年度より小中合同で設置された本協議会は、学校と地域が一体となって児童生徒の教育環境を豊かにし、学校運営の課題解決や改善を図っています。

【住所】一関市立東山小学校

【電話】0191-47-2144

【協議会設置】令和6年4月1日

1 会議の記録

(1) 第1回

ア 期 日 令和7年5月1日(木) 午前11時00分から午後12時00分まで

イ 出席者 【委員】鈴木正敏(副会長) 小野寺二男委員、藤原洋委員、
岩越裕史委員、村上友善委員、小野寺慎也委員、和賀信継委員、鈴木典子委員、
鈴木欽勝委員、伊藤悟委員、佐々木里美委員、畠山信禎委員

欠 席 高橋勝男委員(会長) 【事務局】奥山由香 岩渕尚仁

ウ 議 題

- ・令和7年度の東山小学校・東山中学校運営の基本方針について
- ・令和7年度の学校支援について

(2) 第2回

ア 期 日 令和7年11月12日(水) 午後3時30分から午前4時30分まで

イ 出席者 【委員】鈴木正敏(副会長) 小野寺二男委員、藤原洋委員、
岩越裕史委員、村上友善委員、小野寺慎也委員、和賀信継委員、
鈴木典子委員、鈴木欽勝委員、伊藤悟委員、畠山信禎委員

欠 席 高橋勝男委員(会長)、佐々木里美委員 【事務局】奥山由香 岩渕尚仁

ウ 議 題

- ・学校経営の重点(まなびフェスト)の達成状況について
- ・学校経営の課題とその解決について

(3) 第3回

ア 期 日 令和7年2月19日(水) 午後15時00分から午後16時30分まで

イ 出席者 【委員】高橋勝男委員(会長) 小野寺二男委員、藤原洋委員、
岩越裕史委員、村上友善委員、小野寺慎也委員、鈴木典子委員、鈴木欽勝委員、
畠山信禎委員、佐々木里美委員 欠 席 鈴木正敏(副会長)、伊藤悟委員、
和賀信継委員 【事務局】奥山由香 岩渕尚仁

ウ 議 題

- ・令和7年度の学校運営について
- ・令和8年度の学校運営について

2 活動の記録

発足2年目 東山小学校・東山中学校合同「東山地域学校運営支援協議会」年3回開催

東山地域学校運営支援協議会は、田河津・長坂・松川の各地区より3名、学校及びPTAから4名、関係団体から6名、事務局2名の合計15名で組織されており、5月・11月・2月の年間3回開催されました。学校と地域が一体となって児童生徒の教育環境を豊かにするため、学校運営の課題解決や改善のために協議をしました。

協議された内容は、様々な学校教育活動に生かされ、学校と地域の連携をさらに深めることができました。



【学校運営支援協議会の様子】

地域の方々に支えられて、子どもたちの安全が守られ、教育活動が豊かになりました。



学校支援活動事業のコーディネーターをしています。ボランティアに参加していただく方のおかげで活動支援が定着してきましたね。

今後も読書の推進に力を入れて、子どもたちに本に触れる機会を多く持たせてほしいです。



学校でできること、PTAや地域のボランティアに依頼することを整理する必要がありますね。



ボランティアをしています。子どもたちからの感謝の言葉があるとやって良かったと思います。



今年度の学校支援活動の様子（昨年度から引続き、各団体ボランティア様にご協力頂きました）



【小学校読み聞かせ】



【小学校家庭科ミシンサポート】



【中学校調理実習サポート】



【中学校家庭科手縫いサポート】



【中学校体育プール見守りサポート】



【中学校庭木選定】

写真提供：「学校支援会報」 東山地域学校共同本部 学校支援活動事業 東山地域事務局

東山地域とつながる子どもたちの活動は、東山地域の活性化に貢献しました。



東山小学校の学習発表会、中学校文化祭の合唱素晴らしかった。中学校吹奏楽部の夜の音楽会の出演がとてもよかった。続けてほしい。



熊の目撃が多く、子どもたちの登下校が心配です。学校ではどうしていますか。登下校は保護者が送っているのですか。スクールバスの利用ができるといいのですが。



東山中学校生徒会が中心となり、生徒が地域の清掃活動をしています。地域へ恩返しすること目的としています。後に会報で紹介します。



東山中学校のハピクロのメンバーを中心に「ゲイビマン」をしてくれて、大船渡線開業100周年イベントを盛り上げてくれましたね。

地域から学び、地域へ発信し、地域で活躍する子どもたちの様子



【第23回唐梅館絵巻 中学校全校有志参加】



【名勝指定100周年PRゲイビマン】



【小学校 熊対応防犯教室】



【小学校学習発表会 劇「狢鼻溪」再演】

写真提供:「東山中学校報」「東山小学校報 やまゆり」

令和7年度の学校運営について評価し、学校運営の課題解決や改善へ生かしました。



「まなびフェスト」で、なかなか守られていないメディア利用について、子どもだけでなく保護者向けにも情報モラル教室を開き、意識づけをした方が良いのではないかと。



「まなびフェストアンケート」の結果を家庭にも公表していますか。学校だけの取組や改善は難しいので、親子で話題にして考えてもらえるようにしたいですね。



小中連携が良くなされているのが分かりますね。東山は地域の人材や文化的資源が豊富なので、特色ある教育ができていると感じます。



地域の課題である防災について、小中合同防災訓練を地域の消防署員、消防団と連携して実施していると考えています。この会が主体となって運営できるように整理してみたいです。

がっこう
学校では

こ すがた
めざす子どもの姿

か て い
家庭では

1 明るく温かい学校生活を送ります。

- ・みんな仲良し
- ・進んではたらく
- ・正しい言葉づかい
- ・あったか言葉

◇「学校は楽しい」 95%[アンケート] (注1)

2 誰に対しても明るくあいさつや
きちんと返事をします。

◇「進んであいさつや返事をしている」
85%[アンケート]

ゆた こころ
豊かな心 をもち
おも
思いやりのある
こ
子ども



1 家庭でもあいさつの習慣を
つけます。

◇家族であいさつをする 85%[アンケート] (注1)

2 家族の一員として仕事を分担
させます。

◇家庭内で仕事を割り当てる 75%[アンケート]

3 子どもとの会話を大切にします。

◇学校のことを話題にする 90%[アンケート]

1 学習内容の基礎基本を身に付けます。

◇「授業がわかる」 95%[アンケート]
◇漢字・算数テスト合格 80%

2 相手の考えをよく聞き、
自分の考えを進んで話します。

◇「話をしっかり聞いている・自分の考えを
話している」 85%[アンケート]

みすか かんが
自ら考え
すす まな
進んで学ぶ
こ
子ども



1 家庭学習を習慣化させます。

(各学年×10分+10分(読書含む))

◇各学年の学習時間に取り組ませる
85%[アンケート]

2 テレビ・ゲーム・パソコン等を
消して学習させます。

◇学習中はノーメディアにする
85%[アンケート]

3 読書の声がけや家庭読書
をします。

◇家庭で読書をする 80%[アンケート]

3 読書に親しみ、ことばの感性を磨きます。

◇読書冊数学年目標達成
(低100冊・中80冊・高50冊) 80%[算数記録]

たくましく
けんこう
健康な
こ
子ども



1 早寝(低21:00 中21:30 高22:00)

早起き(6:30) 朝ごはん(毎日)
歯みがき(朝夕)を習慣化させます。

◇早寝・早起き・朝ごはん・歯みがきの
習慣をつける 90%[アンケート]

2 ゲーム・スマホなどの使用は家庭
ルール(居間8ルール)に従います。

◇ゲーム、通信機器は、夜8時には居間に
置かないとして使用しない 75%[アンケート]

1 目標をもって運動に親しみます。

・マラソン、なわとび、外遊び など
◇「進んで運動をしている」 90%[アンケート]
◇がんばりカードの目標達成
80%[アンケート・カード]

2 望ましい生活習慣を身に付けます。

・情報通信機器の望ましい使い方

◇「早寝・早起き・朝ごはん・歯みがきを
している」 90%[アンケート]

◇達成目標
目標値[評価方法]

(注1): アンケートの肯定的評価の割合です。(他の目標値も同様)

令和8年度 東山小学校の教育 グランドデザイン

学校教育目標

- ◎豊かな心をもち
思いやりのある子ども
- ◎自ら考え進んで学ぶ子ども
- ◎たくましく 健康な子ども

めざす学校像

- ・子ども一人一人が大切にされ、明るく規律のある学校
- ・地域に学び、地域に信頼され、地域とともに歩む学校

めざす教師像

- ・感性豊かな教師
- ・学び続ける教師
- ・同僚性のある教師
- ・全体の奉仕者である教師

めざす児童像

徳

- ・自分にはよいところがあると思う子
- ・友だちに寄り添い、仲良く助け合う子
- ・誰に対しても明るくあいさつをし、きちんと返事をする子
- ・正しいことばづかいや、あったか言葉を使う子
- ・進んで掃除や仕事に取り組む子

知

- ・進んで問題解決に向かい、粘り強く取り組む子
- ・相手の考えをよく聞く子
- ・自分の考えをはっきり話す子
- ・読書に親しみ、ことばの感性を磨く子
- ・家庭でも、集中してしっかり学習に取り組む子

体

- ・命を大切にし、きまりを守って健康で安全な生活をする子
- ・望ましい生活習慣を身に付ける子
- ・運動に親しみ、目標をもって継続して取り組む子
- ・友達と仲良く、外で元気に遊ぶ子
- ・ゲーム・スマホ等の使用をコントロールできる子

本年度の具体的重点

心豊かで希望と笑顔にあふれる子どもの育成

- ・よさや可能性を伸ばす学年学級経営の質的向上
- ・心を育てる道徳教育・特別活動・体験活動の推進
- ・特別支援教育における細やかな児童理解と全職員での共通理解
- ・基本的生活習慣の確立と命を守る指導の推進

学校不適応児童対策

学習指導の充実と学力向上

- ・わかる授業を基礎学力・基礎規律の定着
- ・学力向上を図る校内体制の構築
- ・ことばの力を育む教育活動の推進
- ・ICT機器を効果的に活用した授業改善

学力向上対策

体力向上と健康安全への取組の充実

- ・基礎体力づくりの推進
- ・保健指導・食育指導の充実
- ・学校生活の安全と危機管理対応の周知徹底
- ・ICTの正しい活用方法の習得

体力向上と生活習慣の定着対策

信頼関係を深める家庭・地域・異校種の連携

- ①積極的な情報発信と共有の場の設定
- ②地域人材や資源を活用した教育活動の推進
- ③東山こども園、松川保育園、東山中学校との連携強化

東山地域学校運営支援協議会の推進